

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東かがわ市長 上村 一郎

市町村名 (市町村コード)	東かがわ市 (37207)	
地域名 (地域内農業集落名)	引田、馬宿、川股、吉田 (馬宿1区、馬宿2区、馬宿3区、馬宿4区、駅山、高湊下、辻吉、川股下、川股中、川股本村、川股清水、川股千足、吉田鹿庭、吉田出晴、吉田中村上、吉田中村下、吉田下、宮脇南、宮脇北、大明神、古作坂の下、亀山、松原、大安戸、原、塩屋、辻田、大南、池田、中央北、中央南、大道駅前)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月21日 (第6回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

引田、川股、吉田地区では、基盤整備事業を行っており、担い手が水稻を中心に作付けしている。引田の安戸地区は潮風と水はけの悪さから、耕作者が著しく少ない地区がある。その他の地区も狭小で不整形な農地や畦畔が広い農地も多く、維持管理に労力を要する地域が多い。また、用排水の便の悪い農地や進入路が狭いため、大型農機が進入できない農地も多い。管理の難しい山間部では、中山間地域等直接支払制度を活用し、保全管理を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の人員だけで農地を活用していくのには限界があるため、地域外から耕作者や農地を管理する者を確保し、農地を効率的に利用できる担い手による環境づくりを行い、より一層の集積・集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	244.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	244.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等については農業上の利用が行われることを基本としつつ、条件が不利な農地については草刈り等の保全管理を行う。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地機構を活用して、認定農業者や新規就農者への集積・集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員、農地利用最適化推進委員と調整して、貸借による農地の集積化を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
駅山、辻吉、川股下、川股中、川股本村、川股清水、川股千足、吉田鹿庭、吉田出晴、吉田中村上、吉田中村下、吉田下、辻田地区で実施済み、実施予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者など新たな担い手の育成とサポートに向けて、受け入れやすい環境づくりを関係機関の協力を得ながら地域ぐるみで進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
高齢等の人員不足により、耕作が難しいような農地については農作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦耕作が困難な安戸池周辺等の農地では、農地の保全管理を目指し、近隣での生活に影響が出ないように取り組む。